

公害石綿肺初の救済決定

尼崎●鶴谷さんに死亡から半年後

2005年のクボタショックからもうすぐ6年がたつ。いまでも被害が拡大し、世間を震撼させ続けているアスベスト公害であるが、さらにおそろしい事実が明らかになった。

2月24日、1954年から約18年間、クボタ旧神崎工場の北側約10mに位置していた製缶工場で居住、勤務をしていた故鶴谷詔量(きよかず)さんが環境再生保全機構によって、じん肺の一種である「石綿肺」に罹患していた、またそれによる呼吸機能障害によって亡くなられたと認められた。

じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病と定義され、鉱山や炭鉱、鋳物業、トンネル工事、アスベストを用いる建築や建造物の解体など粉じんの多い環境に従事する職業にみられる職業性疾患と考えられており、よほど大量の粉じんを吸入しなければならぬ病気になる。

なぜそれほど大量のアスベスト(青石綿)を吸い込んだのか…。少なくとも鶴谷さんが勤務されていた鶴谷製作所では、アスベストを扱う作業はなかった(本人談)ということであり、実際尼崎労働

者安全衛生センターの工場調査でもアスベストの使用はなかった。

鶴谷さんは、2010年8月に石綿健康被害救済法の申請を行った。しかし、世界レベルでも工場の外に住んでいた方が石綿肺に罹患したたしかな事例報告はない。

2010年9月に鶴谷さんが亡くな

られ、肺の解剖が行われた。そこからアスベスト肺がんの労災認定基準の10倍を超える5,770万本の石綿繊維がみつかった(ほとんどが青石綿だった)。

画像診断に加えてこれが決定打となったと思われる。長く議論が続いた鶴谷さんのケースは認定された。

鶴谷さんは生前、「わしを解剖して裁判でアスベスト公害と闘っている多くの被害者の助けにしてほしい。今はそれしかできない」と自分の状態が悪いにもかかわらず、他の多くの被害者のことを気にされていた。

被害者が増えることは本当に悲しいことだ。その悲しみを今

石綿肺救済

「もっと長生きできるはずだ……」。尼崎市のクボタ旧神崎工場の近くに住み、石綿肺にかかって亡くなった鶴谷詔量さん(享年89)に、妻が医療費などを支え、救済認定をした。昔に罹患を公表してから1年あまり、妻の顔子さんは、やっと、やっと、認められましたと報告しましたと目に涙をためた。



④ 会見した鶴谷さんの妻の顔子さん。涙ぐまながら天への思いを語った。尼崎市探検中道1丁目、尼崎労働者安全衛生センター。生前の鶴谷さん。亡くなる前は、酸素吸入用のチューブが欠かされていなかった。昨年5月ごろ、遺族提供



⑤ 会見した鶴谷さんの妻の顔子さん。涙ぐまながら天への思いを語った。尼崎市探検中道1丁目、尼崎労働者安全衛生センター。生前の鶴谷さん。亡くなる前は、酸素吸入用のチューブが欠かされていなかった。昨年5月ごろ、遺族提供

夫が詔量さんが鼻にチューブをつけて、罹患を公表した。前年1月、日常生活の中心で石綿肺に罹患した。一環労働。いよと訴えた。すでに、外出ができないほど体が弱っていた。国は公表から半年後の7月に、石綿肺

妻「認定、やっと」

「認定された。やっと」。鶴谷さんの妻の顔子さんが、夫が石綿肺に罹患して亡くなったことを報告しました。夫が石綿肺に罹患して亡くなったのは、2010年8月。妻が医療費などを支え、救済認定をした。昔に罹患を公表してから1年あまり、妻の顔子さんは、やっと、やっと、認められましたと報告しましたと目に涙をためた。

死後半年涙の報告

を救済対象に入れたが、翌8月、詔量さんは救済申請後に入院した。小生の孫娘(1)の看病を受けながら、「もしの時はお金を取り出して検査して欲しい。自分はお金に、後に勝つならいいから、大膽(2)でいい」と言い残した。そして7月8日に呼吸不全で亡くなった。今度の鶴谷さんのケースについて、自社の救済金庫の運用に向けて検討する」と、この日明らかになった。

「工場外も内部同様」

石綿肺は、肺が繊維化して硬くなった呼吸困難になる。肺の一種、中皮腫の肺がんになった人比べて、高濃度に石綿を吸い込んだら、がんになる人が多くなる。昨年7月に石綿肺が石綿健康救済法(石綿新法)の救済対象となった。石綿肺では、計20人が救済認定を受けている。しかし、鶴谷さんの場合は、工場などで直接石綿を扱ったわけではない。肺から高濃度の青石綿の繊維が出たケースだ。昨年11月に鶴谷さんを石綿肺と診断した独立行政法人環境再生保全機構の森永謙二顧問医師は、「多量の石綿を扱った工場周辺に、長く住んでいたというまれな条件だ

ったことと、照らす。それが半年、顔子さんは自宅の仏壇に向かい、詔量さんの救済認定を報告した。市は、企業としての周辺住民への「救済金」の支払い対象にこれを追加できなかったが、今回の鶴谷さんのケースについて、自社の救済金庫の運用に向けて検討する」と、この日明らかになったと説明する。要団体・尼崎労働者安全衛生センターの飯沼事務局長も「工場外も事実上、工場内部と同じような環境であった」ということ。当時は、外に向けて大量の石綿が飛出していたと考えられる」と話した。石綿新法では、救済の対象となる本人が申請し、専門医らの判断で認定されれば、申請時から最長3年前までの医療費(自己負担分)や月約10万円の療養手当が受け取れる。本人が死亡し遺族が申請した場合は、葬費金として約300万円が支払われる。問い合わせ先は、環境再生保全機構(0120・389・999)。

後の教訓として活かしていくこと、これが大きな活動となる。クボタ旧石崎工場から1.5kmを超えるアスベスト被害者、泉南地域に居住しアスベスト被害者となり国を相手に裁判で闘っている方々など、多くの被害者救済のために、鶴谷さんの重い言葉をもとに、私たちは活動をすすめていかなければなりません。

尼崎労働者安全衛生センター
ニュース第105号

別掲は3月3日付け朝日新聞の記事。鶴谷さんが、救済対象疾病の拡大を審議していた

中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会に送った手紙を、2010年4月号41頁に掲載しているので、ぜひご覧いただきたい。

2010年7月1日に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚が救済給付対象疾病に追加されてから、2011年3月末までの認定申請・請求件数は石綿肺78件、びまん性胸膜肥厚50件。そのうち石綿肺29件（うち法施行前死亡が24件）、びまん性胸膜肥厚16件（うち法施行前死亡が7件）。鶴谷さんの事例以外は、自営業者等の職業曝露による事例である。



所された。

行政解剖による死因は「青壮年急死症候群」、原因不明の突然死だった。Aさんの残業は、タイムカードの記録だけでも1月が102時間、記録されていない休日出勤を入れると130時間を超えていた。

労災請求に当たり会社は、労災書類の事業主証明について、手続には協力するが死亡との関連は分からないので、会社としての判は押せない、人事部長名で押印してきた。ご遺族が生前のAさんや同僚などから聞いた話によると、この会社ではこれまでも長時間労働が問題になり、労働基準監督署に相談した人があったために、残業はすべてタイムカードに記載するように改められるなど、何度か改善措置が取られたということであった。そのために、幸いAさんの労働時間は休日出勤以外はほとんどタイムカードに記録されていた。

休日出勤については、Aさんがいつも帰宅するときに乗る電車の時間を携帯電話からメールしていたことが分かり、その内容をもとに、出勤日とおおよその労働時間を割り出すことができた。それらをもとに死亡前6か月について労働時間を表にした。

前夜からの行動については、会社の人事部が同行者と場所、時間について報告書を作成した。参加者8人のうち7人が朝5時まで参加しており、上司も居残っていた。カラオケの後まで一緒にいたのは4人で、この4人は救命救急センターまで同行した。

詳細不明の心肺停止の認定

大阪●死後約2年、審査請求で逆転

28歳のAさんは、大手不動産会社で働いていた。会社には毎朝8時に出勤し、日常業務を午後8時までこなし、所属課で終礼を行った後も、残務処理で9時半から11時頃まで仕事をしてから退社するのが常だった。

その月は、大企業の新入社員の新居の手配の仕事があり、月平均40件のところを192件の契約件数をこなし、残業時間は100時間を優に超えていた。

その日もAさんは、午後11時まで仕事をした後、目標を達成したための、課をあげての飲み会に参加した。長時間労働のため体調不良を感じていたが、飲

み会には部長やマネージャーといった上司と所属課のほとんどのメンバーが参加するために、参加しないわけにはいかなかった。まず居酒屋、それからカラオケボックスへ行った後、早朝5時に牛井店で食事中、Aさんは突然意識を失った。救急車が呼ばれたが、意識が戻ることなくそのまま短時間で亡くなった。

2009年1月31日の早朝のことだった。

Aさんの家族は、当然、仕事との関連を疑った。Aさんの妻と父親は労災請求をしようと動きはじめ、知人から関西労働者安全センターのことを教えてもらい来